

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第15条 省略 (通知義務)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 市との間に共済関係の存する者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を市に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>災害の種類</u></p> <p>(2) <u>災害の発生の年月日</u></p> <p>(3) <u>災害により被害を受けた場所その他災害によつて生じた損害の状況</u></p> <p>(4) <u>その他災害の状況が明らかとなる事項</u></p> <p>3～4 省略</p>	<p>第1条～第15条 省略 (通知義務)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 市との間に共済関係の存する者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を市に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>共済事故の種類</u></p> <p>(2) <u>共済事故の発生の年月日</u></p> <p>(3) <u>共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によつて生じた損害の状況</u></p> <p>(4) <u>その他被害の状況が明らかとなる事項</u></p> <p>3～4 省略</p> <p>5 <u>園芸施設共済に係る第70条の23第2項又は第3項の申出をした第70条の22第1項の園芸施設共済資格者は、第2項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書(撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>園芸施設共済に係る第70条の23第2項又は第3項の申出をした第70条の22第1項の園芸施設共済資格者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額(規則第33条の27第2項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。)又は園芸施設復旧費用額(同条第3項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。)に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済資格者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞つた場合であつて、当該通知を1年以内にすることができないときは、当該1年を経過する前に市の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。</u></p>

第17条～第70条 省略

第3節の2 畑作物共済

(定義)

第70条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) 省略

(3) 畑作物共済資格団体 法第15条第1項第5号に規定する栽培を行うことを目的とする農法共済資格団体をいう。

(4) 大豆の全相殺方式資格者 全相殺方式による畑作物共済のうち大豆に係る畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合に出荷することが確実であると見込まれる第70条の4第1項の畑作物共済資格者をいう。

(共済関係の成立)

第70条の3 省略

(1) 省略

(2) 次に掲げる理由に該当する農作物

ア 省略

イ 当該農作物に係る第70条の12第1項の基準収穫量の適正な決定が困難であること。

ウ～エ 省略

2 前項の規定による承諾は、次条第1項の畑作物共済資格者が6月1日から6月30日までの期間内にすべての種類の対象農作物について前項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

第70条の4 省略

第17条～第70条 省略

第3節の2 畑作物共済

(定義)

第70条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) 省略

(3) 一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済 法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、大豆を共済目的とするものをいう。

(4) 畑作物共済資格団体 法第15条第1項第5号に規定する栽培を行うことを目的とする農法共済資格団体をいう。

(5) 大豆の全相殺方式資格者 全相殺方式による畑作物共済のうち大豆に係る畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合に出荷することが確実であると見込まれる第70条の4第1項の畑作物共済資格者をいう。

(共済関係の成立)

第70条の3 省略

(1) 省略

(2) 次に掲げる理由に該当する農作物

ア 省略

イ 当該農作物に係る第70条の12第1項各号の基準収穫量の適正な決定が困難であること。

ウ～エ 省略

2 前項の規定による承諾は、次条第1項の畑作物共済資格者が5月20日から6月10日までの期間内にすべての種類の対象農作物について前項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

第70条の4 省略

(畑作物共済の申込み)

第70条の5 省略

2 市は、第70条の3第1項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る第70条の8に掲げる期間の開始時の10日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 省略

第70条の6～第70条の11 省略

(共済金額)

第70条の12 畑作物共済の共済金額は、市と畑作物共済加入者との間に成立する大豆に係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の90に相当する数を乗じて得た金額のうちから畑作物共済加入者(大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあつては、全相殺方式資格者に限る。)が申し出た金額とする。

2 前項の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、市の区域の属する法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により、農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により、農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額と同等とする。

(畑作物共済の申込み)

第70条の5 省略

2 市は、第70条の3第1項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る第70条の8に掲げる期間の開始時までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 省略

第70条の6～第70条の11 省略

(共済金額)

第70条の12 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから畑作物共済加入者(大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあつては、全相殺方式資格者に限る。)が申し出た金額とする。

(1) 市と畑作物共済加入者との間に成立する大豆に係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の90に相当する数を乗じて得た金額

(2) 市と畑作物共済加入者との間に成立する一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の100分の70に相当する数を乗じて得た金額

2 前項各号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、この市の区域の属する法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額と同等とする。

3 畑作物共済加入者が、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、前項に規定する金額以外の金額を単位当たり共済金額

3 第1項の基準収穫量は、法第120条の14第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、市が定める。

第70条の13～第70条の14 省略
(共済金の支払額)

第70条の15 市は、全相殺方式による畑作物共済については、大豆に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量(当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第70条の8の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず、又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第2項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の10を超えた場合に、第70条の12第1項の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として、当該畑作物共済加入者に支払うものとする。

とする旨の申出をしたときは、当該畑作物共済加入者に係る第1項各号の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入して市に提出してするものとする。

5 第1項各号の基準収穫量は、法第120条の14第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、市が定める。

第70条の13～第70条の14 省略
(共済金の支払額)

第70条の15 市は、全相殺方式による畑作物共済については、大豆に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量(当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第70条の8の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず、又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第2項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の10を超えた場合に、第70条の12第1項第1号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として、当該畑作物共済加入者に支払うものとする。

2 市は、一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに共済事故による共済目的の減収量(その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第70条の8の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第150条の7第1項の実損害額を勘案して農林水

第70条の16～第70条の18の4 省略

(共済金支払額、減収量等の公表)

第70条の19 市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、畑作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、第70条の15の減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第4節 園芸施設共済

第70条の20 省略

(共済関係の成立)

第70条の21 省略

2 前項の規定による承諾は、次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設(当該特定園芸施設のうちに次の各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、これらの特定園芸施設以外の特定園芸施設)及び特定園芸施設撤去費用(規則第33条の27第2項に規定する特定園芸施設撤去費用をいう。以下同じ。)に係る単位当たり撤去費用が定められた特定園芸施設(規則別表のガラス室Ⅰ類、ガラス室Ⅱ類、プラスチックハウスⅢ類、プラスチックハウスⅣ類甲、プラスチックハウスⅣ類乙、プラスチックハウスⅤ類及びプラスチックハウスⅥ類(骨格の主要部分がプラスチックハウスⅢ類、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙の区分に類するものに限る。))の区分に属する特定園芸施設をいう。以下同じ。)のすべてについて前項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

(1) 省略

(2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であることその他当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の100分の30を超えた場合に、第70条の12第1項第2号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該畑作物共済加入者に支払うものとする。

第70条の16～第70条の18の4 省略

(共済金支払額、減収量等の公表)

第70条の19 市は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、畑作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、第70条の15第1項及び第2項の減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第4節 園芸施設共済

第70条の20 省略

(共済関係の成立)

第70条の21 省略

2 前項の規定による承諾は、次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)のすべてについて前項の規定による申込み(第70条の23第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあつては、当該申出を含む。))をしている場合でなければ、しないものとする。

(1) 省略

(2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行

第70条の22 省略

(園芸施設共済の申込み)

第70条の23 省略

2 園芸施設共済資格者は、第70条の21第1項の規定による申込みと同時に、市に対し、特定園芸施設撤去費用を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

3 市は、第70条の21第1項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

4 第1項の申込書に記載した事項に変更(第70条の27に規定する共済目的の異動を除く。)が生じたときは、園芸施設共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

第70条の24～第70条の25 省略

(共済関係成立時の書面交付)

第70条の25の2 市は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、園芸施設共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1)～(7) 省略

(8) 第16条第1項及び第2項、第70条の23第4項並びに第70条の27の通知をすべき事項

(9) 共済関係の成立年月日

(10) 書面を作成した年月日

2 省略

第70条の26～第70条の28 省略

(加入者負担共済掛金の納期限)

われず又は行われぬおそれがあること。

第70条の22 省略

(園芸施設共済の申込み)

第70条の23 省略

2 園芸施設共済資格者は、第70条の21第1項の規定による申込みと同時に、市に対し、特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

3 園芸施設共済資格者は、第70条の21第1項の規定による申込みと同時に、市に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

4 市は、第70条の21第1項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

5 第1項の申込書に記載した事項に変更(第70条の27に規定する共済目的の異動を除く。)が生じたときは、園芸施設共済加入者は、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

第70条の24～第70条の25 省略

(共済関係成立時の書面交付)

第70条の25の2 市は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、園芸施設共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1)～(7) 省略

(8) 第16条第1項、第2項及び第6項、第70条の23第5項並びに第70条の27の通知をすべき事項

(9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法

(10) 共済関係の成立年月日

(11) 書面を作成した年月日

2 省略

第70条の26～第70条の28 省略

(加入者負担共済掛金の納期限)

第70条の29 第70条の21第1項の規定による申込みをした者は、第70条の23第3項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。

2～3 省略

(共済金額)

第70条の30 省略

2 前項の共済価額は、法第120条の22第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時点における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案し、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設撤去費用に相当する金額を加えて、市が定める金額とする。

第70条の31～第70条の32 省略

(共済金の支払額)

第70条の33 省略

2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について、当該各号に掲げる金額に当該各号の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 施設内農作物 当該園芸施設共済の共済価額から前2号の金額を差し引いて得た金額

第70条の29 第70条の21第1項の規定による申込みをした者は、第70条の23第4項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金を市に納付しなければならない。

2～3 省略

(共済金額)

第70条の30 省略

2 前項の共済価額は、法第120条の22第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時点における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、市が定める金額とする。

3 第70条の23第2項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第2項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額(以下「撤去費用基準額」という。)を加えた金額とする。

4 第70条の23第3項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第3項の農林水産大臣が定める金額(以下「復旧費用基準額」という。)を加えた金額とする。

第70条の31～第70条の32 省略

(共済金の支払額)

第70条の33 省略

2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について、当該各号に掲げる金額に当該各号の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定により算定される金額に当該特定園芸施設の単位当たり撤去費用に当該特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額に、当該特定園芸施設の損害の割合を乗じて得た金額を加えて得た額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合

(2) 特定園芸施設撤去費用に係る当該特定園芸施設(被覆物を除く。)の損害の割合が50パーセント(規則別表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、35パーセント)を超える場合

4 第2項の規定にかかわらず、同項であらかじめ定めた金額が共済価額を著しく超えていることを市が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によつて算定する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、第16条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 特定園芸施設撤去費用額が100万円を超える場合

(2) 特定園芸施設撤去費用額に係る当該特定園芸施設(被覆物を除く。)の損害の割合が50パーセント(規則別表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、35パーセント)を超える場合

4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第2項の農林水産大臣が定める費用の額(その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)とする。

5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第16条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設(被覆材を除く。)又は附帯施設(以下「復旧対象施設」という。)を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時ににおける価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額(その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)とする。

7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることを市が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によつて算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。

第70条の34～第70条の35 省略

(共済金の支払の免責等)

第70条の36 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 園芸施設共済加入者が第16条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(4)～(5) 省略

2 省略

以下省略

第70条の34～第70条の35 省略

(共済金の支払の免責等)

第70条の36 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 園芸施設共済加入者が第16条第1項、第2項又は第6項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(4)～(5) 省略

2 省略

以下省略